

神奈川県内の保険医療機関

保険薬局  
柔道整復師  
鍼・灸・マッサージ師  
訪問看護ステーション 各位

川崎市子ども未来局子ども家庭課長

### 川崎市小児医療費助成制度の改正について（依頼）

日頃から、小児医療費助成事業の円滑な推進について御尽力いただきまして、厚くお礼申し上げます。

川崎市では、平成29年4月1日から、小児医療費助成制度の通院医療費の助成対象年齢を、現行制度での「小学校3年生まで」から「小学校6年生まで」に引き上げます。また、新たに助成対象となる小学校4～6年生につきましては、通院1回あたり500円までは保護者に窓口で負担をしていただくことといたしました。

つきましては、県内各医療機関様、保険薬局様、施術者様、訪問看護ステーション様におかれましては、独自に導入されておりますレセプトコンピュータ等のシステム改修について、御準備をしていただきたく、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

なお、制度改正の内容は以下に記載しておりますが、平成29年4月診療分以降の診療報酬の請求方法につきましては、後日、御連絡させていただく予定です。

また、横浜市の小児医療費助成制度においても、同様の改正が決定しております。

今後も、本制度の円滑な実施に向け、皆様の御理解と引続きの現物給付の御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

## 1 改正の内容

- (1) 通院医療費助成対象年齢を「小学校3年生まで」から「小学校6年生まで」に引き上げます。（所得制限あり）
- (2) 新たに通院医療費助成の対象となる小学校4～6年生については、保険医療費の自己負担分のうち通院1回あたり500円を超える額を川崎市が助成します。受診者には、通院1回あたり500円までの窓口負担の請求をお願いします。なお、保険医療費の自己負担分が通院1回500円に満たない場合は、その額を請求してください（川崎市の助成はありません）。

※ 入院及び院外処方の調剤については、保険医療費の自己負担分を全額助成します。

※ 保護者が市民税所得割非課税の場合は、通院についても保険医療費を全額助成します。

- (3) 窓口負担の対象となるのは、医科・歯科・柔道整復、鍼・灸・マッサージ、訪問看護での診療等の場合です。調剤（院外薬局）については、窓口負担の適用はありません。
- (4) 月額上限額の設定はありません。

《平成29年4月からの助成内容》

対象年齢	通院		入院（※2）
	通院（調剤を除く）	調剤	
0歳	全額	全額	全額
1歳～小学校3年生	全額	全額	全額
小学校4～6年生	500円を除いた額（※1）	全額	全額
小学校4～6年生 （市民税所得割非課税）	全額	全額	全額
中学生～中学校卒業			全額 （償還のみ）

※1 保険医療費の自己負担分が500円以下の場合、助成なし

※2 入院については、従来どおり0歳～中学校3年生まで全額助成（中学生は医療証交付なし）

## 2 改正の時期

平成29年4月1日から

## 3 新たな助成対象者への対応

- (1) 通院1回あたり500円までの窓口負担をいただく方については、新たに公費負担者番号を設定し、医療証に記載する予定です。また、当該窓口負担がある場合には、その内容を医療証に分かりやすく表示します。
- (2) 医療証の送付等については、以下の対応を予定しています。
- ア 平成29年4月から小学校4年生になるお子さんについては、平成29年3月中に新しい医療証を送付する予定です。
- イ 平成29年4月から小学校5・6年生となるお子さんについては、平成29年1月下旬に保護者宛てに申請書を送付し、申請を頂いた上で、対象となる方には平成29年3月中に新しい医療証を送付する予定です。
- (3) 制度改正や申請手続き等に関する案内については、川崎市のホームページや市政だより等で適時行ってまいります。

担当：こども家庭課医療費助成係 平山・戸田

電話：044（200）2695

FAX：044（200）3638

E-mail：45kodoka@city.kawasaki.jp